



遊 筆

労働問題に寄せて

福田 隆行

堀法律事務所 弁護士

「労働者協同組合法」施行後3年を迎えて

「労働者協同組合法」が施行されて3年が経過した。

わが国では、少子高齢化が進むなか、特に人口の減少する地域において、介護、障害福祉、子育て支援、地域づくりといった幅広い分野において多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされている。そのような要請のなか、令和2年12月4日、労働者協同組合法が成立し、4年10月1日に施行された。同法に基づいて設立される法人（労働者協同組合）は、多様な働き方を実現しつつ地域課題に取り組むための組織として位置付けられ、①組合員が出資すること、②その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること、③組合員が組合の行う事業に従事することという3つの基本原理に従って事業を行うことを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的としている。

厚生労働省によれば、令和7年12月1日現在、36都道府県で計176法人の設立が確認されている。未だその認知度は高いとはいえない状況であるが、着実に制度が浸透し、各地域で活用され始めている。労働者協同組合は、労働者派遣事業を除くあらゆる事業を行うことが可能であることから、福祉や地域づくりに留まらず、キャンプ場経営、メディア制作、清掃、造園、フェスティバル運営など、多種多様な事業が各地域で行われている。

令和6年度からは、厚生労働省が労働者協同組合の活用促進を目的とした「労働者協同組合活用促進モデル事業」を実施し、選定された5つの協議会（都道府県が主となる必須構成員とされ、神奈川県、長野県、福井県、三重県、徳島県が選定されてい

る）が各地で地域資源を活用しつつ、創意工夫をこらした取組みを推進している。また、7年度には、広島市が「協同労働インターンシップ」を実施するなど、労働者協同組合における働き方を企業に勤める人が学ぶ動きも出てきている。

労働者協同組合は、単に「雇う・雇われる」という関係ではなく、自分たちで仕事をつくり、経営に参画するという主体的な働き方の実現を目指している。仕事内容や働き方についても組合員同士で話し合っ決めていくことになるため、働きづらさを抱えている人や定年退職した人など多様な人材の活用に繋がっている。また、今後は、本業を持ちながらも地域社会に貢献したい人の副業・兼業の受皿となることや事業承継の手法（いわゆるワーカーズバイアウト）として活用されることも考えられる。

他方で、労働者協同組合は、労働者保護の観点から、その事業に従事する組合員と労働契約を締結しなければならず（法は、組合員を労働者として位置付けたうえで、意見反映原則を組合員の共益権を担保する制度として位置付けている）、ボランティアによって活動を支えることができない。地域貢献活動には、社会貢献度は高いものの事業性は高くないものも多く、多くの労働者協同組合にとって事業性を高めることが課題となっている。

労働者協同組合は、新しい公共の担い手として大きな可能性を秘めている。今後、すでに地域課題の解決に取り組んでいるNPO法人や一般社団法人といった法人格と並んで、地域課題の解決に取り組もうとする人の新たな選択肢となっていくことを期待する。（ふくだ・たかゆき）